

入札公告

次のとおり一般競争入札を行うので、公立大学法人福島県立医科大学契約細則（以下「契約細則」という。）第5条により公告する。

令和3年2月26日

公立大学法人福島県立医科大学理事長 竹之下 誠一

記

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 公立大学法人福島県立医科大学附属病院医事業務一式
- (2) 納入場所 公立大学法人福島県立医科大学附属病院（福島市光が丘1番地）
- (3) 概要 入札説明書、公立大学法人福島県立医科大学附属病院医事業務仕様書のとおり
- (4) 納入期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- (5) 最低制限価格 この業務は、福島県財務規則（昭和39年福島県第17号。以下「県財務規則」という。）第261条を準用して、最低限価格を設定する業務である。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加するために必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 契約細則第3条第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものではないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申し立てをした者若しくは申し立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申し立てをした者若しくはなされた者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に該当しない者であること。
- (5) 県内に本店又は支店・営業所を有する者であること。
- (6) 全国の大学病院において、医事業務の実績を有する者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、2に掲げる資格を有することを証明するに足りる書類を次に掲げる期間までに提出し、当該資格の確認の申請をすること。

なお、次に掲げる期間までに当該申請を行わなかったときには、当該資格は得られない場合がある。

- (1) 提出期間
令和3年2月26日（金）から令和3年3月8日（月）までの8時30分から17時15分まで
郵送による場合は令和3年3月8日（月）17時15分必着。
- (2) 提出場所 〒960-1295 福島市光が丘1番地
公立大学法人福島県立医科大学附属病院医事課
電話：024-547-1034

- (3) その他、詳細は入札説明書による。
- 4 当該入札に対する質問及び回答
当該入札に対する質問及び回答については次のとおりとする。
- (1) 受付期間
前記「3(1)」に掲げる期間に同じ。
- (2) 受付場所
前記「3(2)」に掲げる期間に同じ。
- (3) 回答予定日
令和3年3月10日(水)
- (4) その他、詳細は入札説明書による。
- 5 入札場所及び日時等
入札場所及び日時等について次のとおりとする。
- (1) 入札及び開札の日時及び場所
令和3年3月15日(月) 13時00分
公立大学法人福島県立医科大学 災害医学・医療産業棟 会議室1
- (2) その他、詳細は入札説明書による。
- 6 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
入札保証金は免除する。ただし、落札者決定後、契約を締結しない場合には見積もりに係る入札金額(消費税及び地方消費税を含む)の100分の3に相当する額を納めなければならない。
- (2) 契約保証金
落札者は、契約金額の100分の5以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、公立大学法人福島県立医科大学契約細則第39条第1項に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 7 入札の無効
- (1) 2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- (2) その他、詳細は入札説明書による。
- 8 入札に関する事項
- (1) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) その他、詳細は入札説明書による。
- 9 契約の内容
契約書(案)による。

10 その他

(1) 詳細は、入札説明書による。

(2) 本件入札は、その契約に係る予算が承認され、4月1日以降で予算執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。